

川崎市特定子ども・子育て支援施設等指導監査実施要綱

令和2年9月9日

2川こ監第64号

【局長専決】

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく確認並びに施設等利用費の支給等に関する業務等が適正かつ円滑に行われるようにするため、市長が、特定子ども・子育て支援施設等に対して行う指導監査に関し、必要な事項を定める。

(実施方針等)

第2条 この要綱に基づく指導（以下「指導」という。）は、特定子ども・子育て支援施設等に対し、法第58条の3に定める特定子ども・子育て支援提供者（以下「設置者等」という。）の責務、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年4月30日内閣府令第39号、令和元年内府令8・改称）等に定める特定子ども・子育て支援の提供及び施設の運営に関する基準（以下「運営基準」という。）に関する事項について周知徹底させるとともに、過誤・不正の防止を図るために実施する。

2 この要綱に基づく監査（以下「監査」という。）は、設置者等について、法第58条の9及び10に定める措置に相当する違反の疑いがあると認められる場合又は施設等利用費の請求に、著しい不当が疑われる場合又は施設等利用費の請求について不正若しくは著しい不当（以下「違反疑義等」という。）が疑われる場合及び次条第1項に規定する実地指導中に著しい運営基準違反が確認され、監査に移行した場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的として実施する。

3 こども未来局長は、指導及び監査を適切に実施するため、主眼事項及び着眼点を定めるものとする。

(指導形態等)

第3条 指導は、特定子ども・子育て支援施設等の所管課（以下「所管課」という。）が、設置者等を一定の場所に集めて講習等の方法により行う指導（以下「集団指導」という。）と、所管課及び総務部監査担当が特定子ども・子育て支援施設等に対して行う指導（以下「実地指導」という。）に区分して実施するものとする。

2 実地指導は、特定子ども・子育て支援施設等に対して、児童福祉法第34条の18の2、第46条及び第59条第1項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第19条に基づき実施する保育所等の指導監査及びその他書類検査等と併せて実施するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼

稚園及び認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた認定こども園等の実地指導は、私立学校法（昭和24年法律第270号）第63条第1項の規定に基づき神奈川県が実施する立入検査と併せて実施するものとする。

（監査の実施）

第4条 監査は、次の各号に該当する状況を確認した場合に、実地指導を中止し、直ちに確認監査を実施できるものとする。

- （1）特定子ども・子育て支援施設等において著しい運営基準への違反が確認された場合
- （2）特定子ども・子育て支援施設等及び施設等利用給付認定保護者の施設等利用費の請求に、著しい不正が疑われる場合
- （3）意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合
- （4）上記のほか、特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の9第1項各号及び第58条の10第1項各号に該当することが疑われる場合

2 監査は、所管課、又は、監査担当と所管課が合同で実施するものとする。

（指導及び監査の実施通知等）

第5条 指導及び監査の実施通知等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法で行うものとする。

- （1）集団指導の実施通知等

所管課は、対象施設を決定し、当該特定子ども・子育て支援提供者に集団指導の日時、場所及び指導内容等を通知する。

- （2）実地指導の実施通知等

監査担当及び所管課は、対象施設等を決定し、当該施設等の設置者に実地指導の日時、場所及び指導内容等を通知する。ただし、実地指導中に監査への変更を行った場合や事案の緊急性・重大性を踏まえ事前通告なく監査を行うことが適切である場合等、これにより難しい場合はこの限りではない。

- （3）監査の実施通知等

監査担当は、監査の根拠規定、目的、場所、担当者及び準備すべき書類等を設置者等に対して通知する。ただし、実地指導中に監査への変更を行った場合等、これにより難しい場合はこの限りではない。

2 監査担当及び所管課は、実地指導又は監査を効率的に実施するため、特定子ども・子育て支援施設等に対し事前に資料の提出を求め、又は、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出をさせることができる。

3 監査担当及び所管課は、実地指導を行った場合には、実施場所等において、その結果について特定子ども・子育て支援施設等の代表者等に対し講評を行う。

（指導及び監査結果の通知等）

第6条 指導及び監査結果の通知等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法で行うものとする。

- （1）指導の結果通知等

監査担当及び所管課は、実地指導の結果、改善を要すると認められた事項について

は、軽微なものを除き、設置者等に対して、後日、文書によって指導内容の通知を行うとともに、原則として、文書で指摘した事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。

(2) 監査の結果通知等

監査担当は、監査の結果、法に定める措置に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、設置者等に対して、後日、文書によって指導内容の通知を行うとともに、原則として、文書で指摘した事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。

(結果の公表等)

第7条 こども未来局長は、当該年度の指導結果及び監査結果に係る指導監査結果報告書等を作成するものとし、その概要を本市のホームページに公表する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、指導及び監査の実施に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。